

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三木市は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

兵庫県三木市長

## 公表日

令和5年5月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>三木市は、介護保険法に基づき被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳(要介護認定)、給付実績の管理を行う。</p> <p>三木市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務            ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理に関する事務            ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務            ④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査に関する事務            ⑤要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査に関する事務            ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査に関する事務            ⑦居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査に関する事務            ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務            ⑨保険給付の支払の一時差止めに関する事務            ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務            ⑪介護保険料の賦課・徴収に関する事務            ⑫マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」による申請受付事務</p>
③システムの名称	①ADWORLD 介護保険システム ②中間サーバ ③サービス検索・電子申請システム(マイナポータル) ④申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第68項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (1,2,3,4,5,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56)の2,58,61,62,80,81,87,88,90,93,94,95,97,109,117)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号673-0492 三木市役所 総合政策部 企画政策課 文書・統計係 住所:兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-9755 E-mail:kikakuseisaku@city.miki.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号673-0492 三木市役所 健康福祉部 介護保険課 保険給付係 住所:兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-5500 E-mail:kaigo@city.miki.lg.jp

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I-7	郵便番号673-0492 三木市役所 企画管理部 総務課 文書法制グループ 住所:兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-9755 E-mail:somu@city.miki.lg.jp	郵便番号673-0492 三木市役所 総務部 総務課 文書・統計係 住所:兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-9755 E-mail:somu@city.miki.lg.jp	事後	
令和1年6月1日	I-8	郵便番号673-0492 三木市役所 健康福祉部 介護保険課 保険給付グループ 住所:兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-5500 E-mail:kaigo@city.miki.lg.jp	郵便番号673-0492 三木市役所 健康福祉部 介護保険課 保険給付係 住所:兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-5500 E-mail:kaigo@city.miki.lg.jp	事後	
令和1年6月1日	IV-1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月1日	IV-2		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-3目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-3権限のないもの(もともと職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-4		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-5		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-7		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-8		○自己点検		
令和1年6月1日	IV-9		十分に行っている		
令和1年11月1日	I-1③システムの名称	①Tops21-e(介護保険システム)	①ADWORLD 介護保険システム	事前	介護保険システムの更新による
令和1年11月1日	I-2	資格情報ファイル、給付情報ファイル、賦課調定情報ファイル	介護保険情報ファイル	事前	介護保険システムの更新による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和4年4月1日	7 請求先	郵便番号673-0492 三木市役所 総務部 総務課 文書・統計係 住所: 兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話: 0794-82-2000 ファックス: 0794-82-9755 E-mail: somu@city.miki.lg.jp	郵便番号673-0492 三木市役所 総合政策部 企画政策課 文書・統計係 住所: 兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話: 0794-82-2000 ファックス: 0794-82-9755 E-mail: kikakuseisaku@city.miki.lg.jp	事後	
令和5年5月1日	I-1 ②事務の概要	<p>三木市は、介護保険法に基づき被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳(要介護認定)、給付実績の管理を行う。</p> <p>三木市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務</p> <p>②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理に関する事務</p> <p>③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務</p> <p>④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査に関する事務</p> <p>⑤要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査に関する事務</p> <p>⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査に関する事務</p> <p>⑦居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査に関する事務</p> <p>⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p> <p>⑨保険給付の支払の一時差止めに関する事務</p> <p>⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</p> <p>⑪介護保険料の賦課・徴収に関する事務</p>	<p>三木市は、介護保険法に基づき被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳(要介護認定)、給付実績の管理を行う。</p> <p>三木市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務</p> <p>②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理に関する事務</p> <p>③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務</p> <p>④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査に関する事務</p> <p>⑤要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査に関する事務</p> <p>⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査に関する事務</p> <p>⑦居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査に関する事務</p> <p>⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p> <p>⑨保険給付の支払の一時差止めに関する事務</p> <p>⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</p> <p>⑪介護保険料の賦課・徴収に関する事務</p> <p>⑫マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」による申請受付事務</p>	事後	申請管理システムによる電子申請の受付開始による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月1日	I-1③システムの名称	①ADWORLD 介護保険システム ②中間サーバー	①ADWORLD 介護保険システム ②中間サーバー ③サービス検索・電子申請システム(マイナポータル) ④申請管理システム	事後	申請管理システムによる電子申請の受付開始による